

三芳町障がい者計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画(案)
 に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町障がい者計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画(案)		
担当課：福祉課	メールアドレス：fukushi@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	5件	
対応状況	下記のとおりといたします。	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
<p>【P.54「施策(2)相談・ケア体制の充実」のところ】</p> <p>書かれていることに手を加える必要はありませんが、高次脳機能障害の方への相談支援体制の充実・強化について、実施段階でご配慮下さい。また、同じ器質性精神障害である若年性認知症の方への支援についても、ご配慮下さい。</p>	原案のとおりとします。	高次脳機能障がい、若年性認知症も含め、体制の強化に努めます。
<p>【P.65「施策(1)就労の支援」のところ】</p> <p>可能であれば、若年性認知症や高次脳機能障害の方を念頭に置いて「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を位置付けていただけると嬉しいです。</p>	原案のとおりとします。	就労を希望する障がい者については、その障がいが生来のものでも中途のものでも、その方の特性に合わせて支援を行ってまいります。
<p>【P.62「基本目標4障がい児支援の充実」、P.80「(6)障がい児相談支援」のところ】</p> <p>子どもの高次脳機能障害への支援について、例えば「発達障害児支援の中で実施する」など、無理のない形で三芳町としての施策を記して下さい。</p>	原案のとおりとします。	障がい児については、高次脳機能障がいについても含めて、当該障がい児の特性や個性を考慮したうえで支援します。

<p>【P.53「コミュニケーション支援事業」、P.82「■見込み量」、P.83「③意思疎通支援事業」のところ】</p> <p>失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、何らかの形で東秩父村の施策を記して下さい。</p>	<p>P.53「基本目標1情報・相談・権利擁護の充実」内のコミュニケーション支援事業にて、「知的障がい・高次脳機能障がい・発達障がい者・失語症者の意思疎通支援策を自立支援協議会の専門部会を通して検討します。」とします。</p>	<p>このことについては、市町村において失語症者の意思疎通支援事業を行うこととなっており、それにあたってはニーズ等を把握する必要があることから、自立支援協議会の専門部会にて検討を進めてまいります。</p>
<p>【「その他事業」として】</p> <p>「その他(市の独自事業)」として「三芳町徘徊高齢者ステッカー配布事業」、「三芳町徘徊高齢者家族支援事業」と同様の事業を知的障害や高次脳機能障害などで道に迷ってしまう方の事業として、例えば「障害者等早期発見ステッカー配布事業」といった事業を位置づけて下さい。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただきます。</p>